

しましん傷害保険付定期積金 そなえ～る

しましん傷害保険付定期積金「そなえ～る」は貯蓄に傷害保険がセットされた定期積金です。

付帯される保険は、信金中央金庫を保険契約者、しましん傷害保険付定期積金「そなえ～る」のご契約者を被保険者とする保険契約です。もちろん保険料について、お客様の負担は一切ございません。

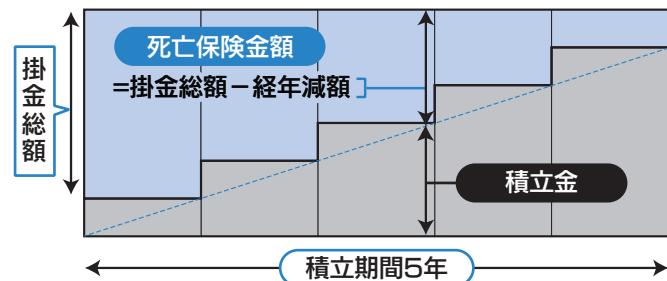
だから…

大切な目的や夢を実現するための、資金積立にピッタリ!!

定期積金掛け表(ご参考)

(単位:円)

月々の掛け金	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
10,000	120,000	240,000	360,000	480,000	600,000
20,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,200,000
30,000	360,000	720,000	1,080,000	1,440,000	1,800,000
50,000	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,000,000



商品内容

商 品 名	しましん傷害保険付定期積金「そなえ～る」
販 売 対 象	個人の方
契 約 期 間	定期積金契約 5年(60回)
預 入 方 法	10,000円以上5,000円単位。毎月一定額を定められた日に払込みとします。
払 戻 方 法	満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利 息	固定金利。契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 給付補てん金は付利単位を100円として契約期間における掛け残高積数に年利回りを乗じて計算。
税 金	給付補てん金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
付 加 で き る 特 約 事 項	普通預金等からの自動振替による掛け金の払込みも可能です。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、別途所定の利率により利息相当額を計算し、この積金の掛け残高相当額とともに支払います。

保 険 契 約 者	信金中央金庫
被 保 険 者	定期積金契約者本人
引 受 保 険 会 社	引受幹事保険会社:共栄火災海上保険株式会社、引受非幹事保険会社:損害保険ジャパン株式会社
保 険 の 対 象	被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(注)をされ、そのケガが原因で死亡された場合や入院、手術をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。(病気・後遺障害・通院は補償対象外となりますのでご注意ください。) (注)ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
お 支 払 い す る 保 険 金	<p>【傷害死亡保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に被保険者の法定相続人に保険金をお支払いします。 お支払いする保険金の額は、定期積金契約日から最初の1年間については、被保険者カードに記載された掛け総額と同額となります。2年目以降については、掛け総額から毎年、初回掛け金の12倍(1年分)の金額分ずつ減額した金額となります。</p> <p>【傷害入院保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院1日につき、被保険者カードに記載された掛け総額の0.1%の金額(傷害入院保険金日額)を保険金としてお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。</p> <p>【傷害手術保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入院中に受けた手術の場合……傷害入院保険金日額の10倍 ②上記①以外の手術の場合……傷害入院保険金日額の5倍 <p>ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。</p>
付 帯 さ れ る 傷 害 保 険 の ご 説 明	<p>保 険 金 を お 支 払 い で き な い 主 な 場 合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎保険契約者や被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失によるケガ ◎けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガまたは戦争、外国の武力行使等によるケガ ◎自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ◎脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガまたは核燃料物質の有害な特性などによるケガ ◎ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミングなどの危険な運動中のケガ ◎以下の職業に従事中に被ったケガ カーレーサー、オートバイレーサー、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、 これらと同等またはそれ以上の危険を有する職業 <p>など</p>

*上記補償内容は引受幹事保険会社の普通保険約款、特約等が改定された場合、改定された日以後の定期積金契約日の応当日から変更となる場合があります。

※基準日:令和8年1月5日現在
23-1497